平成２４年（フ）第２４号
石川県珠洲市正院町正院19部95番地４
債務者　机谷　　昇
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第１０１１号
神戸市垂水区清玄町３番地の３グリーンゲート清玄302号、申立時の住所神戸市須磨区神の谷１丁目１番99―504号
債務者　井上　亮平
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５６号
神戸市東灘区本庄町１丁目３番12―606号、従前の住所神戸市東灘区本山南町６丁目２番１―1211号
債務者　岡村　喜美
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９４号
神戸市長田区一里山町１番７―606号、従前の住所神戸市長田区長田町９丁目３番６号
債務者　野田　真樹
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３３号
青森県むつ市川内町桧川川代246番地43
債務者　板橋　雪子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７３９号
名古屋市守山区白山１丁目2005番地
債務者　我妻美毅慧
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３５号
名古屋市港区神宮寺１丁目1506番地　グランドヒルズ神宮寺一番館203号
債務者　神宮司歩美（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５３号
青森県八戸市根城５丁目４番９号　小菊荘12号室、前住所青森県八戸市湊高台６丁目１番16号　プロスペリティーＡ棟Ｋ号室
債務者　竹駒　久子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
青森市大字石江字岡部16番地17　田村荘３号
債務者　小野　拓也
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
青森市合浦２丁目８番４号　プルミエール合浦105号
債務者　千葉　麗果
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号
神奈川県横須賀市深田台79番地　深田ハイツ102
債務者　白石　鶴男
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第７９号
神奈川県横須賀市長井５丁目34番５号
債務者　藤田　諭司
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第９１号
神奈川県横須賀市平作３丁目４番７号　ＥＸＶ衣笠第２―201
債務者　宮田　純子（旧姓嶋崎）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第９４号
神奈川県横須賀市東浦賀１丁目７番22号　アネックス石渡
債務者　上岡　　修
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１００号
神奈川県横須賀市公郷町６丁目12番地　３―205
債務者　手島志乃武
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１０４号
神奈川県横須賀市池上２丁目９番15号
債務者　嶋崎　　強
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１４５号
和歌山市黒田２丁目３番９―605号
債務者　御前　悦子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係